平成２３年（再イ）第１４号
長崎県諫早市高来町黒崎200番地１
再生債務者　木村　好男
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月15日まで
平成24年２月１日　長崎地方裁判所大村支部

平成２３年（再イ）第１９号
福岡県嘉麻市牛隈547番地９
再生債務者　笠　　栄子
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月16日まで
平成24年１月26日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２３年（再イ）第８４号
兵庫県加古郡播磨町本荘１丁目７番29　リベール播磨南505号
再生債務者　上田　英作
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月28日まで
平成24年１月31日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第１４号
岐阜県可児市室原433番地
再生債務者　生田　弘之
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月22日まで
平成24年２月１日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（再イ）第１５号
長崎県佐世保市新行江町1020番地
再生債務者　吉福　　緑
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月29日まで
平成24年２月１日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再イ）第１０号
長崎県佐世保市吉井町吉元354番地51
再生債務者　大田　敬一
１　決議に付する再生計画案　平成23年12月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月23日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年１月27日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再イ）第１３号
長崎県佐世保市横尾町2228番地１
再生債務者　秋吉　信作
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月23日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月１日まで
平成24年１月27日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市下田町750番地34
再生債務者　興　　繁
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月27日まで
平成24年１月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第３４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町20番５号　エクステンドスバル102号
再生債務者　山下ユリエ
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月27日まで
平成24年１月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第６９号
熊本県宇城市松橋町松橋1280番地２マルゴ平町アパート７号室、申立時の住所熊本県宇城市松橋町曲野2171番地１
再生債務者　前田　直子
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月28日まで
平成24年１月31日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第８４号
広島市南区大州５丁目９番５―605号
再生債務者　須藤　裕仁
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月29日まで
平成24年２月１日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第６０号
奈良県北葛城郡上牧町滝川台１丁目９番２号
再生債務者　和久　健太
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年１月30日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第２５２号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町47番地
再生債務者　明石みゆき
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２３年（モ）第４号
群馬県前橋市朝日町４丁目21番５号
再生債務者　宮本　明広
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年１月31日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第１０号
名古屋市中川区打出１丁目60番地の２　サンエール503号
再生債務者　竹嶋　貴文
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月20日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月27日から平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再口）第４号
長野県北安曇郡池田町大字会染1567番地21
再生債務者　横川　辰三
１　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月12日から平成24年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（再口）第８５号
大阪府大東市野崎３丁目１番４号
再生債務者　篠藤　茂夫
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月１日から平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部